



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.152
11月号

優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会を開催

令和6年10月22日(火)～23日(水)、優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会のため、鳥取県境港市の三光株式会社潮見工場の視察を行い、菊池会長をはじめ10名が参加しました。

○三光株式会社 潮見工場 (鳥取県境港市潮見町1番 TEL0859-44-5277)

令和6年度の視察研修会は、白砂青松の弓ヶ浜半島の最先端、四方を自社で管理する緑地公園に囲まれた最高のロケーションに位置する山陰最大の焼却処理工場を有する、三光株式会社潮見工場を視察しました。

【施設概要】

- ・焼却施設は、ロータリーキルンストーカ炉
- ・含水及び低・高カロリー物を完全燃焼
- ・施設周辺の雨水、汚水などを集中ピットに集めて、焼却炉の冷却水へ再利用
- ・クローズドシステムを採用するなど環境安全を配慮
- ・燃え殻は焼成された後、セメント原料として利用
- ・2013年に環境大臣より低濃度PCB処理施設産業廃棄物の無害化処理認定及び収集運搬の広域認定を取得
- ・感染性廃棄物等の自動投入装置、スプレー缶等処理
- ・ウェストバイオマス工場は、下水汚泥及び有機系の産業廃棄物を主原料として乾燥・炭化
- ・製鋼保温材や高炉燃料等としてリサイクル、堆肥を製造
- ・廃熱を活用して発電し、電力会社に販売
- ・キジハタや海藻フサイワツタの陸上養殖に廃熱を利用



【挨拶する足立工場長】



【説明風景】



【説明風景】



【集合写真】

栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附に対する感謝状贈呈

10月25日(金)、栃木県庁特別会議室において、日光杉並木街道の保存を目的とした日光杉並木街道保護基金への寄附に対する「感謝状贈呈式」が開催され、当協会から菊池会長と加藤副会長が出席し、福田知事から感謝状をいただきました。

当協会は、基金設置目的の趣旨に賛同し、2010年から毎年10万円の寄附を行っており、これまでの総額は150万円となりました。

* 栃木県では、日光杉並木街道の保存を目的として、並木杉の生育環境保全のための整備や日光杉並木保護基金や杉並木オーナー制度による事業資金の確保、さらには県民参加による保護活動の推進等に努めています。



【感謝状を贈呈される菊池会長】



【加藤副会長(左)、菊池会長(中)、福田知事(右)】

栃木県・日光市・日光東照宮の3者は、日光杉並木街道が、令和7年に植樹開始から400年という節目の年を迎えることから、この機会を捉え、杉並木の魅力や歴史的・文化的な価値、保護の重要性を改めて広く発信していくため、記念ロゴマークを次のとおり作成しました。

今回作成したロゴマークを活用し、貴重な文化財である日光杉並木を次世代に引き継いでいくために、関係者と連携してPR活動を行っていくほか、今後、申請によるロゴマークの使用が可能となるとのことです。

日光杉並木植樹400年記念ロゴマークの決定について



【カラー】



【白黒】

【ロゴマークのコンセプト】

- ・ 400年もの長い歳月の間、街道沿いの杉が成長し、行き交う人を見守ってきたことを、「400」の文字の中に風景を入れることで表現。
- ・ 「400」の文字を横断する3本の線で、日光杉並木を構成する3街道（日光街道・例幣使街道・会津西街道）を表現。
- ・ ロゴの色は光の中にある強い杉並木をイメージしている。

【青年部】環境学習出前授業及び清掃活動を実施

10月4日(金)、小山市立小山城東小学校において環境学習出前授業に参加したほか、10月19日(土)、CSR活動の一環として、宇都宮市内において清掃活動を実施しました。

○環境学習出前授業

海洋プラスチックごみ問題やごみの分別について学ぶ内容として、体育館にて寸劇「プラスチック郎」を上演。その後、校庭にてパッカー車の仕組みやごみ収集の仕事などについて実物を見ながら説明を行ったほか、児童がパッカー車にごみを投入し、ごみが圧縮され押し込まれる様子を直に体験していただきました。

○清掃活動

ジャパンカップクリテリウム終了後に二荒山神社鳥居前から、餃子通りやオリオン通り周辺の清掃活動を行い、空き缶、ペットボトル、タバコの吸い殻、ガムの包装紙など約4～5kg(可燃物6袋、不燃物3袋)程度集めました。



【10/4 環境学習出前授業】



【10/19 栃木協会青年部一同】

トップセミナーの開催について

産業廃棄物処理業等に関わる環境の変化や社会的ニーズに対応するため、産業廃棄物処理業者の経営者層を対象に研修会を開催いたします。

今年度は2部構成で、1部は、当協会の賛助会員から正会員に向けて自社の商品、技術、サービスなどについて、具体的な事例や応用例を交えながら御紹介いただきます。2部は、環境省環境再生・資源循環局の松田廃棄物規制課長を講師にお招きし、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の概要や産業廃棄物処理業者への影響、今後の展望等について御講演いただきます。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和6年12月3日(火) 13:30～17:00
2. 場 所 栃木県総合文化センター 第1会議室 宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000
3. 内 容 第1部 賛助会員からの提案
 - 産廃業者の電子契約の基礎と導入メリットについて
トライシクル株式会社 EcoDraft 事業部 開発マネージャー 山本 兼嗣 氏
 - 廃棄物業界に特化した自動配車システム「配車頭(ハイヤガシラ)」のご紹介
ファンファーレ株式会社 営業部マネージャー 岡部 貴史 氏
 - 水から始める健康経営
株式会社日本トリム 所長 本田 賢一 氏
 - 株式会社タウについて ～まだできることがある～
株式会社タウ 埼玉支店 自動車営業部 係長 福島 啓 氏第2部 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について
講師：環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課 課長 松田 尚之 氏
5. 定 員 50名
6. 受講料 (公社)栃木県産業資源循環協会 会員：無料、非会員：3,300円(税込)

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、産業廃棄物処理施設の「重大施設」についてでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、法第15条第1項に規定される産業廃棄物処理施設の申請があった場合には、都道府県知事が所定の告示及び縦覧等を要する施設が政令で定められている。次のうち、それに該当しないものはどれか。

- (1) 石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- (2) 廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の分解施設
- (3) 廃プラスチック類の焼却施設
- (4) 安定型最終処分場
- (5) がれき類の破碎施設

【解説】

縦覧等を要する産業廃棄物処理施設については政令第7条の2に規定されている。(5)は法第15条の産業廃棄物処理施設であるが、政令第7条の2の規定にはない。

【政令第7条の2】

法第15条第4項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第3号、第5号、第8号、第10号の2及び第11号の2から第14号までに掲げるものとする。

	廃棄物の種類	処理施設
第3号	汚泥	焼却施設
第5号	廃油	焼却施設
第8号	廃プラスチック類	焼却施設
第10号の2	廃水銀等	硫化施設
第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物	熔融施設
第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物	焼却施設
第12号の2	廃PCB等又はPCB処理物	分解施設
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物	洗浄施設又は分離施設
第13号の2	産業廃棄物 ^{※1}	焼却施設
第14号イ		遮断型最終処分場
第14号ロ		安定型最終処分場
第14号ハ		管理型最終処分場

※1（第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く）

正解（5）

～廃棄物処理問題～

現実的な話としては、「廃水銀の硫化施設」「PCBの処理施設」「アスベストの溶融施設」は全国的にも数えるほどしか有りませんので、まあ、「最終処分場」と「焼却施設」と覚えていてもいいかもしれません。

これらの「重大施設」(BUNさん呼称)は、今回の問題のとおり、「告示縦覧」ら前回の問題の「専門家の意見」が求められます。その他にも独特、特有の義務がありますので、そこから問題。

Q、次のうち、定期検査の対象とされていない処理施設はどれか。

- (1) 民間が設置する一般廃棄物の最終処分場。
- (2) 民間が設置する産業廃棄物の最終処分場。
- (3) 民間が設置する一般廃棄物の焼却施設。
- (4) 民間が設置する産業廃棄物の焼却施設。
- (5) 市町村が設置する一般廃棄物の焼却施設。

【解説】

定期検査の対象施設は一般廃棄物処理施設では最終処分場と焼却施設の2種類、産業廃棄物処理施設ではこれに石綿溶融施設、ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理施設、廃水銀等の硫化施設を加えた5種類としている。

設置許可が必要な処理施設であっても、脱水施設、破碎施設、し尿処理施設や粗大ごみ処理施設等は対象にならない。

また、定期検査は民間が設置する一般廃棄物処理施設に関しては法第8条の2の2第1項、産業廃棄物処理施設に関しては法第15条の2の2第1項で規定しているが、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に関しては規定されていない。

これは使用前検査と同様である。

正解(5)

産業廃棄物処理施設では前回からテーマにしている5つの「重大施設」(BUNさん呼称)が定期検査の対象で、一般廃棄物処理施設の場合は最終処分場と焼却施設の2種類だけが定期検査の対象施設となります。ただし、市町村設置の処理施設については、まあ、自治体が設置しているから信頼性もあるということでしょうか。法的な検査の対象にはしていません。

今回の宿題は、処理施設設置には付きものである「アセス」にしてみましようか。

宿題Q



産業廃棄物処理施設設置にかかわる生活環境影響調査において、廃棄物処理法上の規定としては、調査が必ずしも必要ではない組み合わせとして正しいものは、次のうちどれか。

- (1) 廃プラスチック類の破碎施設の設置に際し、騒音及び振動の調査を行った。
- (2) 廃油の焼却施設の設置に際し、煙突から排出される排ガスの調査を行った。
- (3) 最終処分場の設置に際し、廃棄物運行車両の搬出入に係る騒音及び振動の調査を行った。
- (4) 最終処分場の設置に際し、周辺に生息する希少動植物への影響調査を行った。
- (5) 最終処分場の設置に際し、掘削に伴い下流井戸の水位低下に関する調査を行った。

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



「労働者死傷病報告」の電子申請が義務化

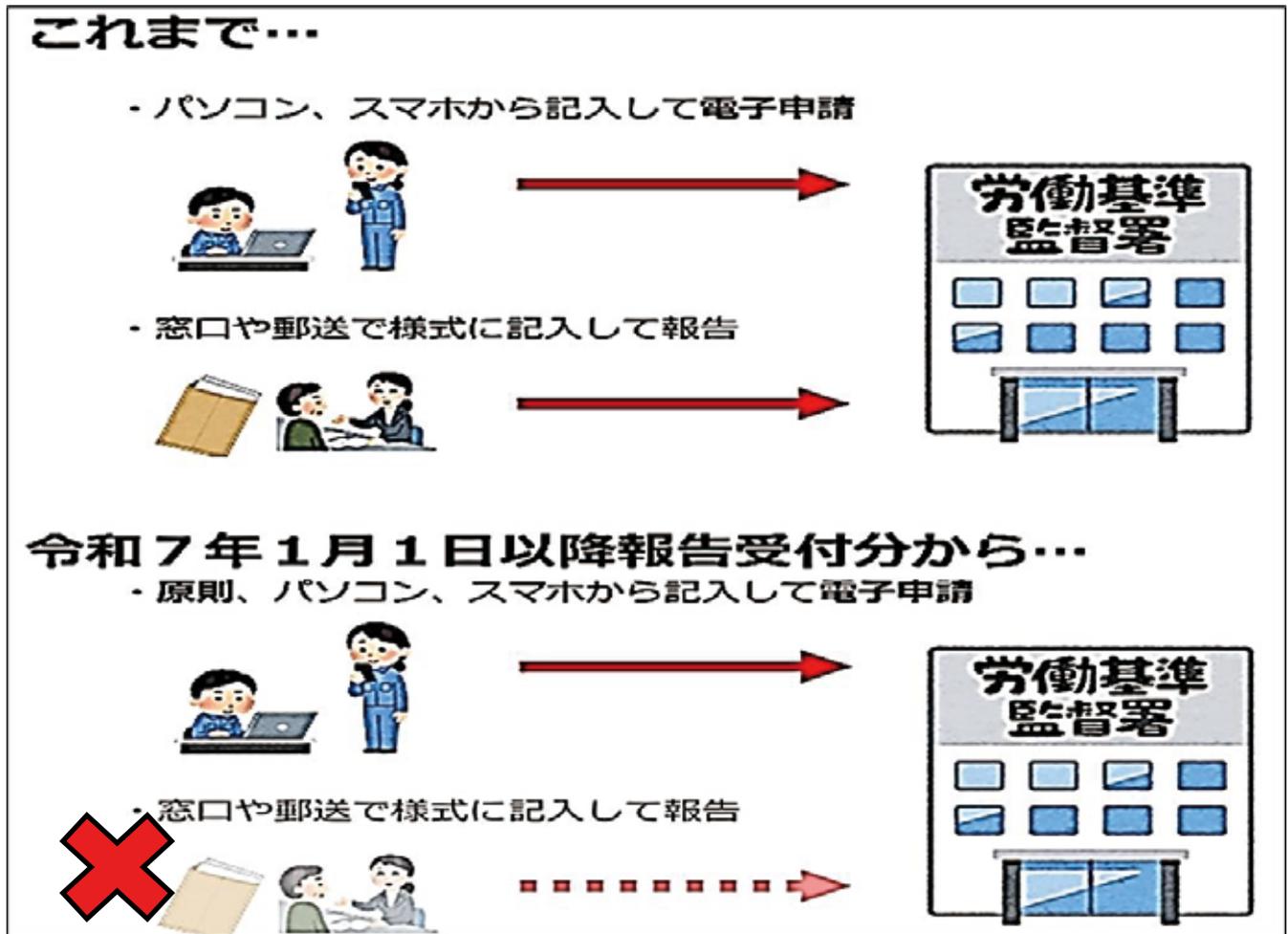
令和7年（2025年）1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告が義務付けられます。令和6年12月31日以前に発生した労働災害も、1月1日以降の報告受付分から適用となります。

ただし、電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による申請が認められます。電子申請は労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。

- 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



図表1 労働基準監督署への申請や報告の変更



～ワンポイント安全衛生～

労働者死傷病報告の改正項目は、5つ（①事業の種類、②被災者の職種、③傷病名及び傷病部位、④災害発生状況及び原因、⑤国籍・地域及び在留資格）です。

旧様式では手入力（自由記入可）であった箇所をプルダウン選択又はコード入力とし、分類の齊一を図ることになりました。記載方法の問い合わせが多かった災害発生状況について、原因等の把握につなげやすくするため、5段構成の記入方法へ変更になりました

図表－2 改正される労働者死傷病報告

①事業の種類

日本標準産業分類に基づいた細分類コード（4桁）又は大分類から細分類までの業種を選択すると、細分類コードが入力内容に反映されます。

②被災者の職種

日本標準職業分類に基づいた小分類コード（3桁）又は大分類から小分類までの職種を選択すると、小分類コードが入力内容に反映されます。

③傷病名及び傷病部位

傷病名及び傷病部位をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。

④災害発生状況及び原因

5段構成による記入方法になりました。

⑤国籍・地域及び在留資格

国籍・地域及び在留資格をプルダウン選択します。

なお、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に報告する際は、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスを利用します。

帳票入力支援サービス利用するにあたって、事前に e-Gov アカウントの取得が必要です。

Word や Excel に入力して、所轄労働基準監督署にメールなどで送付するものではありません。

図表－3 帳票入力支援サービス



出典:「帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について」(厚生労働省)
「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます」(厚生労働省)

CSP 労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○土壌汚染対策法の見直しに向けた検討会開始

2024年9月16日、土壌汚染対策法の見直しに向けて第一回目検討会が開かれました。土壌汚染対策法が2002年に制定されてから、20年以上を経過しました。その間、自然由来汚染の取り込み、調査の契機拡大など、数度の大改正を経ています。工場跡地を主な対象とするため、市民にはあまりなじみがない法律ですが、対策費用は高額になることが多く、土地の売買や利用に問題が生じることがあります。今回の改正では、制度の分かりやすさ、合理性が主な論点になっているようです。

<https://www.env.go.jp/page/01525.html>

<https://www.env.go.jp/content/000252703.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年10月28日掲載)

○リチウム蓄電池の廃棄方法

リチウム蓄電池等の処理困難物を捨てる時にどうしたらよいのでしょうか。環境省は2024年3月「リチウム蓄電池等処理困難物対策集（令和5年度版）」を公表しています。

リチウム蓄電池等の回収は、自治体及び販売店等を経由し、JBRC（広域認定に基づく大手メーカーによる共同回収）とその他のルートで適正処理されています。取り外せない電池や膨らんでしまった電池でも、引き受けてくれる業者がいます。電池取り外しの作業に廃棄物処理業の許可が必要か、一般廃棄物か産業廃棄物かなどのよくある質問に対しては、環境省作成の対策集の末尾に「ヘルプデスクにおけるQ&A集」が掲載されており、参考になります。

<https://www.env.go.jp/content/000214935.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年10月21日掲載)

○下取りと古物営業法の関係

販売者が使用済み品の下取りをする際、古物営業の許可が必要でしょうか。

販売に際して商習慣による無償での下取りは、廃棄物に該当しないと判断してよいと思います。一方、下取りに際して新商品を値引する場合、一種の買取り行為として古物営業法が適用されるのではないかという疑問が生じます。この点について、警視庁は、平成30年6月18日付け及び令和4年4月1日付けの「質疑応答」で、サービスとしての値引きは古物営業に該当しないとしています。

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年10月15日掲載)

○再資源化事業等高度化法・産廃処分業者の公表義務

2024年9月27日に開催された環境省の小委員会において、廃棄物処分業者の判断基準省令案が示されました。

今後、一定規模以上の産廃処分業者は、毎年度、再資源化実施量の割合に関する目標を設定し、その目標の達成状況と再資源化の実施状況を、環境大臣に報告するとともに、自らHP等で公表する義務があります。対象となる産廃処分業者は、年間の産廃処分量が1万t以上とされ、これは全産業廃棄物処分業者の27%、処分量全体の93%を占めるとのことです。また、特にプラスチック類の再資源化を進めるため、年間の廃プラスチック類の処分量が1,500トン以上の産廃処分業者もこの対象となります。この処分業者は、埋立処分・海洋投入をする処分業者を除き、また収集運搬業者は対象外です。非常に多くの産廃処分業者が環境省に対して直接報告をする新たな制度であるため、電子的報告が主流になるでしょう。

<https://www.env.go.jp/council/03recycle/page/00065.html>

<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000254934.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年10月7日掲載)

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の **リバー株式会社** を訪問しました。

1 会社概要

会社名：リバー株式会社 代表取締役 松岡 直人

本社：東京都墨田区緑 1-4-19

那須事業所：栃木県大田原市下石上 1505-11

TEL 0287-29-2777 FAX 0287-29-2779

壬生事業所（仮）：建設中

ホームページ <https://www.re-ver.co.jp>

創業：1904年2月

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業 中間処理（破碎・選別）

許可番号…栃木県（00920034488）、埼玉県、群馬県、千葉県、神奈川県、静岡県等

○産業廃棄物収集運搬業

許可番号…栃木県（00900034488）、埼玉県、群馬県、千葉県、神奈川県、静岡県等

3 企業理念・企業方針

非鉄金属、プラスチックの高精度なりサイクルグループ内外のシュレッダー事業所で発生する非鉄金属・樹脂混合物（ミックスメタル）の選別を中心業務とし、乾式・湿式の選別ラインを使い分けることにより、品物の性状に適した選別フローを選択することで、より高い精度の選別を実現できます。

近年では非鉄金属に加え、樹脂選別にも力を入れ、破碎事業のリサイクル率向上を下支えしています。また、家電リサイクル、廃棄物処理、非鉄スクラップ・小型家電リサイクルにも従事し地域の資源循環に貢献しています。



4 会社からひと言

1904年の創業以来、一貫して金属リサイクル業を営んできましたが、各種リサイクル法の施行に伴い、総合リサイクル業へと転換しております。県内には県内に1工場、県外は関東を中心に20弱のリサイクル拠点を構えています。また、現在、壬生町内に新工場を建設中ですので、更なるリサイクルの高度化を進めていきます。

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～相談事例～

こんな時、どうするの？ DIY が出る廃棄物、家庭菜園、処理困難物の処分

今回は、今年になって市町から処分を断られ、協会に転送される相談等を御案内し、御提案をしたいと思います。



(ケース 1)

DIY、いわゆる Do it yourself、日本語で言えば日曜大工のことですが、最近テレビで紹介されることも多く、材料もホームセンターやインターネットなどで簡単に入手できるため、壁紙の張替えや塗り替えにとどまらず、浴槽を入れ替えた方がいました。浴槽を入れ替え、これまで使用していた浴槽の処分を市に相談したところ、当協会を紹介され電話をしてきたようです。

DIY により発生した廃棄物は紛れもなく一般廃棄物に該当し、処理責任は市にあります。産業廃棄物の処理の許可、施設があっても、一般廃棄物の処理は一般廃棄物の処理の許可がないと違法になってしまうことを説明し、再度市の担当者に処理をお願いするよう説明し電話を切りました。

県内市町の一般廃棄物担当者の方の一部には、いまだに処理困難物は産廃処理と思っている方がおり、産業廃棄物処理の許可、施設があっても、一般廃棄物の処理はできないことを粘り強く説明しております。

(ケース 2)

家庭菜園で使用した肥料や農薬の処理について、相談がありました。

以前、平成 3 年 8 月号で、植木鉢やプランターの土の処理を依頼されたが、廃棄物処理法の許可を必要とするのか相談がありましたが、土は廃棄物処理法の対象外と言うことで、周辺環境に影響がないよう処理するよう回答したところでした。

今回は家庭菜園で残った肥料や農薬です。このケースもケース 1 と同様、一般廃棄物に該当することを説明し、市に処理をお願いするよう説明しました。

また、残った肥料や農薬は適切に保管し、来年使用することを提案し、電話を切りました。

上記、いずれの場合も、市町で処理困難物に該当するもので、処分先が見当たらない現状です。産業廃棄物の処分の許可で一般廃棄物の処分はできませんし、処分してしまうと廃棄物処理法違反になってしまいます。このような処理困難物を処分する場合は、必ず、市町から処分の許可を取得してください。

この現状は、廃棄物処理法第 7 条第 10 項 1、当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること、に該当すると思われます。一般廃棄物処分の許可を取得するにはこのほかにいくつか条件はありますが、産業廃棄物の処分の許可を取得し、処理困難物の処分が可能な方は、この現状を市町に説明し、理解していただき、一般廃棄物の処分の許可を取得することをお奨めします。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第 12 条第 7 項に定める処理状況現地確認等の際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。(11月 1 日現在、10 件契約)
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認 (契約内容に漏れがないか等)。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認 (適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認 (処分業者の事業場へ向向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。

(その他)

- 契約期間は 1 年間。
- 料金は 1 事業所、※年間 10 万円。(当協会の正会員及び賛助会員は 5 万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。



収集運搬業者
処分業者の
みなさまへ

電子マニフェスト はじめましょう!

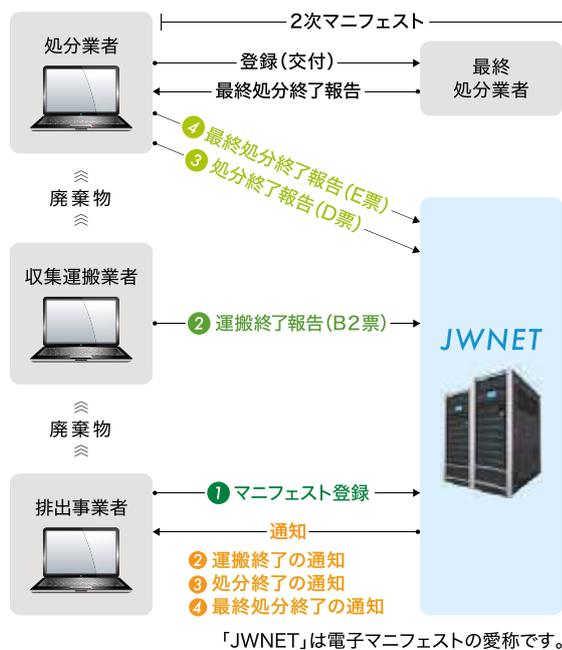
▶ 電子マニフェストとは...

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の処理状況を自ら把握し、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するための「マニフェスト伝票」を電子化したものです。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

排出事業者からの
要請に対応!!

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、電子マニフェストの利用が義務化されており、処理を受託するには、電子マニフェストの利用が必要です。



産業廃棄物を引き渡したあと、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。

そして収集運搬業者は、運搬が終了したあと、運搬終了報告をします。

同様に処分業者も、処分が終了したら、処分終了報告をします。2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認したあと、最終処分終了報告をします。

▶ 電子マニフェスト利用のメリット

法律をしっかりと守れる

◦記載漏れや報告忘れをシステムでチェックして、うっかりミスを防ぎます。

費用もリーズナブル

◦運搬終了報告、処分終了報告は、複数の排出事業者にも何件報告しても**基本料のみ!!**

マニフェストの保管が不要

◦マニフェスト情報は情報処理センターに保存されますので、伝票(収集運搬業者はC2票、処分業者はC1票)の保管は不要です。
◦伝票紛失の心配もありません。

操作が簡単・事務も効率的に

◦伝票(B2票、D票、E票)の返送が不要に!!パソコンやスマートフォンで簡単に運搬終了報告できます。
◦マニフェスト情報はダウンロードが可能。集計作業にかかる時間を大幅に短縮できます。
◦操作は簡単!!
操作ビデオはこちら ▶▶▶



電子マニフェストを利用するには？

- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、それぞれJWNETに加入している必要があります。
- インターネットを閲覧できるパソコン、電子メールがあれば利用できます。
 - ・運用によってはプリンターも必要となります。
 - ・運搬終了報告、処分終了報告は、スマートフォン・タブレット端末でも可能です。

加入する単位は？

- 収集運搬業者
業者単位、または支店営業所等の単位でご加入いただけます。
- 処分業者
処分事業場の単位で加入します。同一敷地内に中間処理施設と最終処分施設がある場合は、1事業場としてご加入いただけます。
中間処理後の残さも電子マニフェストで運用できます(2次マニフェスト登録機能)。

※排出事業者ごとに複数加入する必要はありません。

料金表

料金区分	収集運搬業者	処分業者※1		
		①処分 (報告機能のみ)	②処分(報告機能+2次登録機能)	
			A料金	B料金
基本料(年額)※2	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	91件目から22円 (90件までは無料)
料金区分の目安となる 年間登録件数※3	—	—	1,381件以上	1,380件以下

収集運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告は基本料のみで、何件報告しても定額です。

※1① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金。

※1② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト)する機能の料金。

※2 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。

年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします(利用を開始した月によって金額が異なります)。

※3 初年度のみ料金区分を選択する目安となる登録件数が異なります。

▼ 電子マニフェストに関するお問合せはこちら ▼



サポート
センター

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

0800-800-9023 | 通話料
無料 |

電子マニフェスト紹介動画 » <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/material/dvd/index.html>

フ
ォ
ー
ム
お
問
合
せ





オンラインで
学習できる!!

JWNET導入のための 学習ツールの紹介

動画で解説 電子マニフェスト

これから電子マニフェストを導入する方向けに、電子マニフェストの制度、運用方法や運用事例のほか、導入後の運用ポイントをわかりやすく動画で解説しています。

動画は排出事業者向け、処理業者向け、建設業者向けに分かれており、それぞれの特徴を踏まえて解説しています。

概要

- 電子マニフェストの特徴とメリット
- 導入までの流れ
- マニフェストの登録機能・照会機能
- 便利な使い方
(日々の登録を簡単にする方法等)
- マニフェスト利用における建設業の特徴【建設業者向け】
- 公共工事における廃棄物処理実績証明【建設業者向け】
- 運搬終了報告、処分終了報告機能【処理業者向け】
- 収集運搬業者として排出事業者のマニフェスト登録を支援する「現場登録支援機能」【処理業者向け】



操作動画

基本設定やマニフェストの新規登録、処理終了報告やマニフェスト情報の照会方法など、基本的な操作を動画で解説します。動画はすべてYouTubeで再生されます。

主な操作動画

- 基本設定
(マニフェスト情報を登録・報告するための事前準備)
- マニフェスト情報の新規登録、予約登録
- 入力パターンの活用
- マニフェストの処理終了報告
- サブ番号設定
- 加入証の印刷、請求書のダウンロード 等



操作シミュレーション

画面上に表示されるガイドに従って操作を体験できます。申込や事前準備をせずに手軽に操作を体験したい方向けのツールです。操作体験セミナーで実際に操作する内容を体験できます。



▲新規登録の一部抜粋



▲マニフェスト情報の修正の一部抜粋



※利用者別、機能別にJWNETの操作マニュアルをJWNETホームページに掲載していますので、併せてご利用ください。

ホームページ ▶▶▶ <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/list/index.html>

実施機関



公益財団法人
日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)

お問合せ

TEL.0800-800-9023

費用は
無料です！



中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和5年の労働災害死傷病者数約135,000人のうち、従業員99人以下の事業場でその75%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の事業場を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。

是非ご活用ください。

*厚生労働省「職場のあんぜんサイト (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>)」参照

<個別支援>

費用 無料

対象 ● 労災保険加入の製造業、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）、鉱業
● 労働者数が概ね100人未満の事業場（工場、施設、店舗等）

所要時間 2時間程度

1 現場確認で弱点を探し出します

安全衛生専門家が職場にお伺いし、職場の状態や作業の問題点を明らかにしアドバイス等を行います。

2 教育 3 アドバイス

～オンラインでも対応します～
現場確認を参考に職場に必要な教育やアドバイスを実施します。

- 安全衛生の弱点を明らかにし改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付けどころをアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落、転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備のアドバイスを行います。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。



※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

< 集団支援 >

費用 無料

対象

- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。
- 労働者数が100人以上の事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先へご相談ください。

所要時間 2時間程度

オンラインでも
対応します

事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか？

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。

なお、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う「個別支援」と組み合わせて実施することも可能です。



このようなテーマの研修や講習を実施します

1. ヒューマンエラーとその防止対策
2. 転倒災害防止対策の進め方
3. 職場巡視のチェックポイント
4. これから進める化学物質対策
5. 事業者に求められる安全配慮義務
6. メンタルヘルス対策の進め方
7. はさまれ・巻き込まれ対策
8. 安全・安心のための5S活動
9. 職場の腰痛予防対策
10. 保護具の適切な使用方法 など
11. 職長の役割とは何か

利用事業場の声

個別支援

無料、短時間、具体的報告と、中小規模事業場にとっては大変よい支援をしてくれると思います。

新鮮な指摘をいただくことは、見落としていた危険の発見につながり、大変有意義な制度と大歓迎です。

現場作業者の安全衛生に対する意識の向上を図ることができました。今後はさらなるレベルアップを目指し活動を推進したい。

集団支援

化学物質管理方法が大きく変わること、非常に重要なことが分かり有意義な講義でした。

転倒に関する危険を認識できた。要点がまとまっており聞きやすかった。

リスクアセスメントを有効に行うための具体的事例や、押さえておくポイントが分かりやすくて良かった。

サービス中のケガや腰痛等を防げるように再確認し、事業場全体で考えていきたい。

【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 技術支援部（〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2）

TEL：03-3452-6366 / FAX：03-5445-1774 / Eメール：gijutsu@jisha.or.jp

または、以下のホームページ記載の地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。

WEB：<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html> または

中災防 サポート

検索



栃木県内のまつり・イベント情報(11月・12月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
10月上旬～12月下旬	日光手打ちそばスタンプラリー	日光市	参加各店(日光市内)	日光市農政課	0288-21-5171
10月11日の土曜、日曜、祝日 9:00～16:00	物外軒 秋の無料公開	足利市	物外軒 (通6丁目3161-3、織姫公民館裏)	足利市教育委員会文化課	0284-20-2230
10月18日(金) ～2025年2月16日(日)	あしかがフラワーパーク 「光の花の庭～フラワーファンタジー2024～」	足利市	あしかがフラワーパーク (足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
10月19日(土) ～11月10日(日)	第73回小山市菊花大会	小山市	道の駅思川	小山晃思会事務局	0285-30-4772
10月26日(土) ～2025年2月28日(金)	うずまの竹あかり	栃木市	巴波川(倭橋～幸来橋～巴波川橋)	栃木市観光振興課 栃木市観光協会	0282-21-2374 0282-25-2356
10月下旬～11月中旬	逍遙園ライトアップ	日光市	日光山輪王寺 逍遙園	日光山輪王寺	0288-54-0531
11月1日(金) ※開催 ～11月17日(日) 予定	足利灯り物語2024	足利市	※調整中	一般社団法人足利市観光協会	0284-43-3000
11月中旬	太平山もみじまつり	栃木市	太平山(栃木市平井町周辺)	栃木市観光振興課 栃木市観光協会	0282-21-2374 0282-25-2356
11月16日(土)～24日(日)時間未定	華厳滝ライトアップ	日光市	華厳滝	日光市観光協会	0288-22-1525
11月19日(火)・20日(水)	恵比寿講	足利市	西宮神社 (足利市西宮町2931)	西宮神社	0284-21-6790
11月23日(土) 9:00～14:00	真岡市大産業祭	真岡市	真岡市田町1345-1	真岡市商工観光課	0285-83-8134
11月23日(土) 10:00	釋奠(せきてん) (市指定民俗文化財)	足利市	足利学校 孔子廟 (足利市昌平町2338)	史跡足利学校事務所	0284-41-2661
11月23日(土) 10:00～	クリスマスリース作り&しめ縄作り教室	茂木町	樹の花自然園花の山 (茂木町大字小山1067)	樹の花自然園花の山	0285-65-1187
11月23日(土) 10:30～14:45	幻の長倉線ツアー[茂木町] (下野中川停車場からのバス送迎付き)	茂木町	茂木駅集合(茂木町大字茂木1499-2)	茂木町観光協会	0285-63-5644
11月23日(土)～24日(日) 9:30～16:00	足利の文化財特別公開	足利市	市内東地区(助戸・毛野・富田)	足利市教育委員会事務局文化課	0284-20-2230
11月23日(土)～12月1日(日) 17:00～20:00	屋台のまち中央公園もみじまつり(掬翠園(きくすいえん)もみじのライトアップ)	鹿沼市	屋台のまち中央公園 (鹿沼市銀座1-1870-1) ※屋外	(一社)鹿沼市観光協会 (屋台のまち中央公園内)	0289-60-6070
11月25日(月) ※詳細未定 10:00～11:30頃	子供強飯式	日光市	生岡神社	日光市観光協会	0288-22-1525
11月29日(金) ※時間未定 ～12月1日(日)	ライトアップ NIKKO 2024	日光市	日光東照宮 日光山輪王寺 日光二荒山神社	【平日】日光商工会議所 【土日祝】日光市観光協会	0288-50-1171 0288-22-1525
11月29日(金)～12月1日(日) 18:30～	ライトアップNIKKO2024×第7回日光世界遺産NightWedding	日光市	栃木県日光市山内2307	クローバーズウェディングサロン	03-6459-1222
11月30日(土)	秋の音楽祭2024(3)	日光市	日光田母沢御用邸記念公園 研修ホール	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム 「いま、できる、こと」

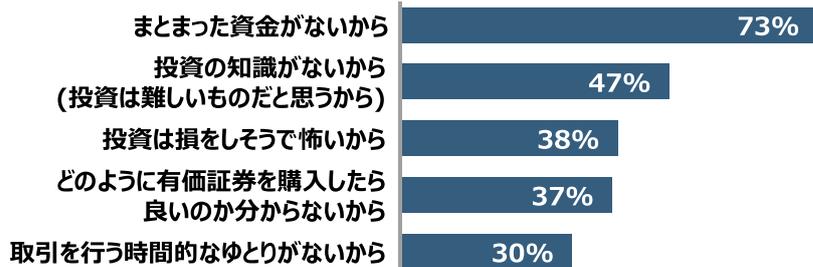
🍃 投資は必要だと思うが、 投資を行わない理由！？



先日、今流行りの新NISA、某金融機関のイベントで、敵情視察として(笑)、セミナーに参加してきました。イベントのメッセージは「人生100年時代は、生命寿命だけでなく、健康寿命と資産寿命も伸ばすことが大切になる」ということ。そして、資産寿命を伸ばすためには、投資を選択肢の1つとして考える必要がありますが、「そうは言っても、投資になかなか一歩踏み出せない」という人も数多くいらっしゃる、だから、この手のイベントやセミナーは未だに盛況なのだと思います。

さて、なぜ、投資になかなか一歩踏み出せないのか？ 以前、金融庁が実施したアンケート調査結果が、投資に一歩踏み出せない人の心持を端的に表しているのでご紹介しましょう。

■ 投資は必要だと思うが、投資を行わない理由※



この調査結果をみて私がいつも思うのは、こうした理由を挙げる方々が持っている投資のイメージとは、いわゆる、「株式のデイトレーダー」のようなものではないか、ということです。でも、現役世代にとって必要な投資とは、そのようなものではありません。

※ 投資未経験者1,135名の回答割合、出所：金融庁「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査（2016年2月）」

つまり、投資には、いくつか種類がある、ということですが、私なりにまとめると、以下のように考えています。

■ 主な投資の種類

	ニーズ	特徴・コツ
① 資産運用のための投資	今ある資産を増やしたい	・銘柄選定 ・売買タイミング
② 資産保全のための投資	今ある資産を守りたい	・インフレヘッジ ・分散投資
③ 資産形成のための投資	今から資産を作りたい	・長期・積立・分散投資

先ほど挙げた「株式のデイトレーダー」のようなものとは、上記①だと考えてください。「今ある資産を増やしたい」から、銘柄選定や売買タイミングを見定めるため、日中も相場とにらめっこ、となります。こんな投資をイメージすると「お金も知識も時間も

ないので、投資は行わない」となる訳です。

一方、現役世代は、「今から資産を作る」ことになるので、必要なのは上記③であり、そのための特徴やコツは「株式のデイトレーダー」とは異なるもの

になります。具体的には「長期・積立・分散」のいわゆる「投資の3大原則」と呼ばれるものです。

投資に躊躇している人の中には、実は現役世代に必要な投資を誤解しているケースが多いかも知れません。このコラムを通じてそうした誤解も解いていければ、と考えています。

～栃木県立美術館からのお知らせ～



真の文人画家、ここにあり

《天秋古泉響圖》 大原コレクション

岡山県立美術館コレクション — 倉敷大原家伝来受贈作品 関東初公開！

水墨の魔術師

浦上玉堂

URAKAMI Gyokudo—Original Technique of ink

2024年

10月26日(土)～

12月22日(日)

浦上春琴筆《浦上玉堂像》(部分) 文化10(1813)年 岡山県立美術館蔵

開館時間：9時30分～17時 [最終入館は16時30分]

休館日：月曜日、11月5日(火)[11月4日は開館]

観覧料：一般1,200(1,000)円、大高生600(500)円、中学生以下無料

* ()内は20名以上の団体料金 無料日：11月3日(日)文化の日

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

主催：栃木県立美術館 特別協力：岡山県立美術館

後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFMミヤラジ、

NHK宇都宮放送局、株式会社エフエム栃木、

産経新聞社宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、

株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送、

毎日新聞宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

水墨の魔術師

浦上玉堂

URAKAMI Gyokudo—Original Technique of ink



《琴写瀧泉図》文化12(1815)年
岡山県立美術館蔵



重要美術品《寒林閑處図》大原コレクション



《南山壽巻(部分)》天明7(1787)年 大原コレクション



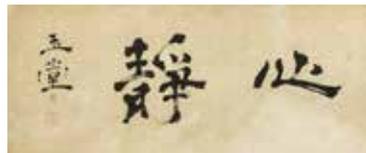
※重要文化財《山雨染衣図》
大原コレクション



《春山染雨図》岡山県立美術館蔵



重要美術品《深林絶壁図》大原コレクション



《二字「心静」》岡山県立美術館蔵



《白雲半断図(三幅対のうち)》個人蔵



《大樹図》個人蔵

※後期のみ展示(ホームページでご確認ください)

関連イベント

【玉堂に迫るⅠ】

記念講演会「浦上玉堂の魅力—その人と芸術」

講師：守安 収 氏(岡山県立美術館 館長)

日時：10月26日[土] 15時～(90分程度)

会場：当館集会室(当日の企画展観覧券が必要)

*定員80名 事前申込み不要、先着順

【玉堂に迫るⅡ】

トーク&デモ「玉堂の筆、模写を通してわかったこと」

講師：浅見 貴子 氏(画家)

日時：11月23日[土・勤労感謝の日] 14時～16時

会場：当館集会室(当日の企画展観覧券が必要)

*定員30名 事前申込み制、先着順。10/26 午後9時よりオンラインにて受付開始。

【担当学芸員によるギャラリートーク】

*事前申込み不要

日時：10月26日[土]、11月16日[土]、12月14日[土]

*各回とも13時30分～(1時間程度)

会場：企画展示室入口(当日の企画展観覧券が必要)

・コレクション展Ⅲ

国立美術館コレクション・プラス

刑部人とギョスターヴ・クールベ 風景画家たちの眼

10月26日[土]～12月22日[日]

・宇都宮美術館のご案内

コスチュームジュエリー

—美の変革者たち—シャネル、ディオール、スクャパレリ

小瀧千佐子コレクションより

9月8日[日]～12月15日[日]

問合せ先：028-643-0100



【交通案内】

○バス

・JR東洋から東北新幹線にて約50分

・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)、

東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」にて

「桜鷲十文字」バス停下車 徒歩5分

○自家自動車

・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分

・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7

Tel.028-621-3566

https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 ー 許可証の変更等についてー

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

ー 編集後記ー

立冬が過ぎ、朝晩は涼しいから一気に寒さを感じます。

先月の総選挙では、政権与党が自由民主党の裏金問題で過半数を割り、この先政局がどうなっていくのか心配です。世論調査では、この結果を6割の方が良かった、と回答しておりますが、立憲民主党が支持されたのではなく、自民党の政治と金を理由に政権与党にお灸をすえるための結果のようです。

私は、根っからのテレビっ子で、ドリフターズで育ち、俺たちひょうきん族で青年期を過ごし、ここ数年のM-1 グランプリなどでは、笑いについてゆくのにも苦労し、笑点でほっこりしているところ。最近、テレビ朝日の「無能の鷹」を見ました。スマートな身のこなしで、自信にあふれた立ち振る舞いで、どこから見てもできる女と見えますが、実態はここまでポンコツなやつはないだろうという鷹野ツメ子が、主人公のコメディーンです。なかなか笑えますが、見た目や立ち振る舞いの大切さと、同じ行動でもいろいろなとらえられ方があるのだなと痛感し、今日も鏡の前で寝癖を直します。

ー 事務局だよりー

☆ 10月8日（火）

公益社団法人全国産業資源循環联合会理事会が、ハイブリット形式で開催され、菊池会長がWeb会議にて出席しました。

☆ 10月9日（水）

関東地域協議会事務責任者会議が、Web会議において開催され、湯澤専務理事が出席しました。

☆ 10月11日（金）

栃木県建設産業団体連合会団体会議が、宇都宮市のベルヴィ宇都宮において開催され、加藤副会長が参加しました。

☆ 10月15日（火）

関東地域協議会建設廃棄物対策委員会及び実務担当者会議が、東京都千代田区の手町サンケイプラザにおいて開催され、加藤副会長、熊本理事、中指事務局次長が参加しました。